

内閣総理大臣認定

～第3期藤枝市中心市街地活性化基本計画、スタート！～

要約すると

- 本市が策定した中心市街地活性化基本計画（第3期）が3月23日付けで認定
- 第3期計画の認定は、県内初はもとより1都10県の広域関東圏においても初
- 今年度からの5カ年計画で、ハード・ソフト併せて84事業に取り組んでいく

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき策定した「藤枝市中心市街地活性化基本計画（第3期計画）」が、3月23日付けで安倍内閣総理大臣から認定されました。

第3期計画の認定は、静岡県内では本市が初。また、経済産業省関東経済産業局が管轄する広域関東圏（1都10県：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）においても、本市が初の認定となります。

今回、第3期計画の認定を受けるのは、本市のほか全国の5都市。なお、全国では平成29年3月に4市が第3期計画の認定を受けているのみです。

第3期計画（計画期間：平成30～34年度）では、“質の高い暮らし 溢れる賑わい しずおか中部の生活・交流拠点”をまちづくりのテーマに掲げ、主要事業である市街地再開発事業による良好な居住環境整備や、リノベーションの取り組み推進による空き店舗の減少、区域外の拠点やイベントとの連携強化による賑わい創出や回遊性の向上などを図っていくため、ハード・ソフト併せて84事業を位置付けております。

これまで2期10年にわたり取り組んできた計画の成果や効果をさらに伸ばし、人口減少や少子高齢化などの社会潮流にも対応した第3期計画を着実に推進するため、認定のメリットを活かした国の支援の有効活用や民間活力の積極的な導入を行ってまいります。



藤枝市中心市街地活性化推進課
賑わいと暮らしを創る「コンパクトシティ+ネットワーク」を目指します